



山口市

報道資料

令和4年12月22日

1 件 名	山口市文化財審議会の答申について
2 日 時	令和4年12月22日（木）
3 内 容	<p>令和4年12月22日（木）に開催した山口市文化財審議会において、下記の山口市指定文化財の指定は適当であると答申されました。</p> <p>これを受けて、12月23日（金）に開催する山口市教育委員会定例会での審議を経て、指定が決定する見込みです。指定の日付は告示日（1月初旬を予定）となります。</p> <p>なお、これにより、市指定文化財は1件増加し、148件となります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 山口市指定文化財の指定 1件</p> <p style="padding-left: 2em;">・木造釈迦如来坐像及び両脇侍像 3軀</p> <p>【山口市文化財審議会】</p> <ul style="list-style-type: none">・委員9名、会長：坪郷英彦 氏・会長コメント <p style="padding-left: 2em;">「今回教育委員会から諮問を受けた、正護寺の木造釈迦如来坐像及び両脇侍像は、大内文化とゆかりの深い貴重な文化財であり、審議の結果、市指定文化財の指定が適当との答申をいたしました。今後、市指定文化財として適切に保存が図られ、未来へと継承されることを望みます。」</p> <p>写真データの提供を希望される場合は、下記の問い合わせ先へご連絡ください。また、所有者への取材を希望される場合も下記へご連絡ください。</p>
4 問い合わせ	山口市教育委員会事務局 文化財保護課（担当：満瀬） 電話：083-920-4111 Mail：bunkazai@city.yamaguchi.lg.jp



山口市

件名「山口市文化財審議会の答申について」添付資料

木造釈迦如来坐像及び両脇侍像

種別	有形文化財（彫刻）
所在地	山口市陶3907番地
所有者	宗教法人 正護寺 ^{しょうごじ} 代表役員 松永義雄
特徴	木造釈迦如来坐像及び両脇侍像 3 軀 正護寺は、臨濟宗東福寺派の寺院であり、1356年から1361年に大内氏の重臣である陶弘政を開基として創建されたと伝えられる。 本三尊像のうち、釈迦如来坐像の底部に「仏師法印 院什作 ^{いんじゅう} 」の陰刻があることから、南北朝時代に活躍した院派（※1）仏師である院什の制作であることがわかる。院什の作例は山口県で2例、福岡県で1例知られており、いずれも周防国に縁のあるものであることから、大内氏が京文化を取り入れていたことと関係していると思われる。 両脇侍像も同じく院什の制作と思われ、院什の活動時期からみて、本三尊像は、正護寺の創建時期と同じ1356年から1361年の間に制作されたと考えられる。 ※1 平安時代から南北朝時代にかけて活躍した仏師の一派
指定理由	本三尊像は、作者が明らかな南北朝時代の貴重な作例であるとともに、大内氏の重臣である陶氏開基の正護寺に伝来することからも、南北朝期に遡る大内文化の遺宝としても位置付けられ、山口市にとって大変意義深いものである。

【写真】

1 釈迦如来坐像



佛師法印

院什作

2 左脇侍 (文殊菩薩)



3 右脇侍 (普賢菩薩)

